

住宅に関わる補助

住まいの補助金をご利用ください

村では、住宅に関わる費用の一部補助を行っています。補助金の交付を受けるためには条件がありますので、希望される方は、担当課までお問合せください。

新築住宅補助金

村内に新築する住宅の一部費用を補助します。

◆補助金額

- ・ 村内業者の施工 200万円
- ・ 村外業者の施工 150万円

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・ 世帯責任者が45歳以下で配偶者がいる
- ・ 家族が住むために建てた家である
- ・ 住宅の総面積は50㎡～200㎡
- ・ 世帯員に村税などの滞納がない
- ・ 村に10年以上居住すること



▶ 問合せ 建設課整備係 ☎ 25-3421

住宅リフォーム補助金

村内住宅の修繕、改築、増改築などの工事費用を補助します。着工前の申請が必要です。

◆補助金額

- ・ 村内業者(個人・法人)が行う工事費用の10%
最大20万円まで(1,000円未満切り捨て)

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・ 村民が所有する村内の個人住宅
- ・ 世帯員に村税などの滞納がない
- ・ 村の他の助成制度を受けていない



▶ 問合せ 建設課整備係 ☎ 25-3421

住宅用太陽光発電設置補助金

住宅用太陽光発電システムの設置経費の一部を補助します。着工前の申請が必要です。

◆補助金額

- ・ 1kwあたり25,000円
最大10万円まで

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・ 住宅に設置される発電システムであること
- ・ 世帯員に村税などの滞納がない
- ・ 当該年度中に工事が完了すること



▶ 問合せ 産業課産業振興係 ☎ 25-3436

空き家解体補助金

村内の空き家解体工事費の一部を補助します。着工前の申請が必要です。

◆補助金額

- ・ 補助対象工事費用の1/2
最大50万円まで

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・ 個人が所有する一戸建てまたは併用住宅
- ・ 1年以上居住していない
- ・ 所有権以外の権利が設定されていない
- ・ 村の他の助成制度を受けていない



▶ 問合せ 企画課広報統計係 ☎ 25-3442